

「玉掛技能講習」開催のご案内

陸災防東京都支部会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

(東京都トラック総合会館1階)

TEL 3355-2277 FAX 3355-0370

東京労働局長登録教習機関安第34号

1. 講習の趣旨

事業者は、つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン等の玉掛の業務については、都道府県労働局長に登録した者が行う技能講習を修了した者、その他厚生労働省で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはなりません。(労働安全衛生法第61条関係)

当会は東京労働局長登録教習機関として、下記により講習を実施しますので受講されますようご案内します。

2. 受講資格 満18才以上の者

3. 講習日時 ※別紙日程表を参照ください。

(1) 学科(2日間) = 第1日目 午前9時から午後5時

= 第2日目 午前9時から午後4時

(2) 実技(1日間) = 午前8時30分から午後4時30分

4. 講習場所

(1) 学科 = 東ト協 葛西物流施設

東京都江戸川区臨海町3-1-1 TEL 5674-3557

(2) 実技 = 東ト協 葛西物流施設

東京都江戸川区臨海町3-1-1 TEL 5674-3557

5. 申込み方法

申込みは次の(1)から(3)のいずれかの方法により、受講申込書を記入のうえお申込みください。

受講料を確認後に受講票を送付いたします。お急ぎの場合は、事務局へお電話下さい。

(1) 受講申込書を郵送し(新宿区四谷3-1-8)、受講料を下記口座に振り込む。

「みずほ銀行四谷支店、普通預金口座番号1306121 陸災防東京都支部会」

(2) 現金書留で、受講申込書、受講料を郵送する。

(3) 受講申込書、受講料を当支部会に直接持参のうえ申し込む。

6. 申込締切日 受講初日の3日前

7. 講習内容

区分	科目・講習時間
学 科	イ クレーン等に関する知識 1H
	ロ クレーン等の玉掛に必要な力学に関する知識 3H(クレーン資格者免除)
	ハ クレーン等の玉掛の方法 7H
	ニ 関係法令 1H
実 技	ホ クレーン等の玉掛け 6H
	ヘ クレーン等の運転のための合図 1H(クレーン資格者免除)

8. 受講料等(税込)

合 計 26,400円 = 受講料25,000円+テキスト代1,400円

一部免除者 24,400円 = 受講料23,000円+テキスト代1,400円

9. 修了証の交付 技能講習修了者には、法定の「玉掛技能講習修了証」を交付します。

10. 受講の取り消し・変更について

受講の取り消し又は受講日の変更をする場合は、1,000円の手数料が必要です。なお、受講日3日前までに受講の取り消しの連絡がない場合は、受講料及びテキスト代を返却いたしません。